

浪江町タブレットを利用した

きずな再生・強化事業

(講習会)

仕様書

浪江町

平成 27 年 4 月

## 1. 調達件名

「浪江町 タブレットを利用したきずな再生・強化事業(講習会)」

## 2. はじめに

当町では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災と津波、及びその後発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染被害により、依然約 2 万人以上の全町民が避難生活を余儀なくされている。それまで近所付き合いを行っていた人々や家族が、離れた場所で生活することになってしまっている世帯も多い。震災以前に育んできた地域のつながりが失われた状況で、町から町民への情報提供が十分に行えないばかりか、これまで地域のネットワークを通じて実現されてきた共助関係も失われてしまった。元々の住み慣れた場所から離れて生活することの苦勞に加え、助け合いの関係が希薄化してしまったことによる震災関連死も増加している。物理的に広範囲に避難している町民に対して情報を届け、失われた地縁をカバーする為には、ICT ツールを活用することが有効であると考えられる。

そこで、町はタブレット端末を全世帯に配布することにより避難町民の生活を向上させる、本事業の実施を決定した。そして、平成 26 年度に町独自のアプリケーションを搭載したタブレット端末を町民に配布を実施した。また、タブレット端末を配布するだけではなく、県内外で町民向けのタブレット講習会をおこない、平成 27 年度も引き続き講習会を実施することを決定した。

本事業の趣旨に賛同し、町と共に町民と向き合ってもらえる事業者の参加を期待し、本事業の調達を行うものである。

## 3. 本事業の目的

浪江町ではタブレット端末を町民に配布することで、浪江町民が抱えている課題および不安を軽減し、浪江町民が豊かな生活をおくれるよう支援するために、アプリケーションを活用した町民同士のコミュニケーション基盤の作成、町からの情報発信の強化、町民が活動の場をひろげる機会の提供を目指している。そのため、町独自のアプリケーションを開発するなどしているが、これらの目的を達成するためには町民がタブレットの基本操作やアプリケーションの使い方がある程度習熟する必要がある。

浪江町では、町民に直接基本操作などを教える講習会を県内外で実施することで、タブレットを持っている浪江町民全員がタブレットの基本的機能を扱えるようになることを目指す。

#### 4. 講習会準備・実施

##### 4.1. 講習会の開催について

全国に避難する町民のために、タブレット講習会を開催する。  
講習会は各開催場所で1回あたり2.5時間程度とする。受託事業者は、会場の確保、会場設備の手配、講習会の実施(講師およびサポートスタッフの派遣)をおこなう。講習会の内容については平成26年度に実施した内容を基本とするが、受講者数や受講者の習熟度などをもとに適宜調整をおこなう。

##### 4.2. 開催場所について

日程や開催場所については、契約締結後に協議することとする。  
仮設住宅については、集会所などを使用するため会場手配は不要である。  
仮設住宅以外での開催の場合は、公共施設等を中心に適切な会場を探ること。

##### 4.3. 講習会回数

講習会は、仮設住宅(会場手配不要)が20回、仮設住宅以外(会場手配要)が6回の計26回を前提とすること。  
仮設住宅以外は福島県内6回を想定している。ただし、町民の要望によっては県外で開催する場合もあるので、県外で開催できる体制を整えること。

##### 4.4. 講習会実施内容

講師は講習会を当町が作成した講習会資料(パワーポイントや配布資料等)をもとに実施すること。なお、動画コンテンツ、講師用マニュアルは適宜修正されるので、柔軟に対応すること。

- ・一般的なタブレットの使用方法的な操作説明
- ・浪江町アプリの紹介と操作説明
- ・LINE等の市販アプリの紹介と操作説明

また、講習会内容以外について町民からタブレットについて質問された際は対応するとともに機器のトラブルにも対応をすること。

なお、講習会のプログラムは約 2.5 時間だが、プログラム開始前の会場準備等に約 1.5 時間、プログラム終了後の撤収等に約 1 時間かかることを想定すること。

#### 4.5. 参加対象者

講習会は全町民を対象とする。仮設住宅での開催時は事前に参加希望をとる場合もあるが、参加希望を出していない町民でも当日参加を可能とすること。

※タブレットを所持していない町民も参加する場合があるため、講習会には予備端末を持参すること。

※予備端末は事前に町から貸与するので、契約期間中は受託事業者にて責任を持って管理すること。

#### 4.6. 講習会実施体制

仮設住宅以外の講習会には、講師 1 名およびサポートスタッフ 3 名の計 4 名を用意すること。仮設住宅の場合は、講師 1 名およびサポートスタッフ 2 名の計 3 名を用意すること。

一度の講習会の参加者は 20～40 名を想定しているが、会場によっては更に少ない場合、多い場合がある。その場合は、講師およびサポートスタッフの増減が必要となるため、各講習会での派遣者数を増減できる柔軟な体制を整えること。また、講習会には役場職員が 1～2 名程度同行するとともに、場合によっては社会福祉協議会職員などもサポートする。

#### 4.7. 講習会に伴う費用について

以下の講習会に伴う費用は本調達の費用に含めること。

- ・講師やサポートスタッフの人件費、交通費等
- ・講習会運営に係る費用(講習会資料の印刷など)
- ・会場借上げ料(仮設住宅以外での講習会会場費用)
- ・会場で使用する機器使用料(プロジェクターやスピーカー等)、事務用品、諸経費
- ・講習会アンケート集計および課題や改善点等の報告に係る費用

#### 4.8. 講習会の開催スケジュールについて

講習会は、平成 27 年 5 月から平成 28 年 3 月末まで実施する。開催する場所や日時等については、別途当町と協議すること。

なお、実施済み又は既に決まっている日程および会場は以下の通りである。

**【日程】**

(調整中)

**4.9. 派遣する講師およびサポートスタッフについて**

講師は過去3年間において、IT機器(タブレットやスマートフォンの他、PCを含む)に関する講習会での講師を20回以上担当した実績を有すること。また、今回が町民向けの講習会であることを踏まえて、会社員以外(特に高齢者)向けの講習会講師を担当した実績があることが望ましい。

講師およびサポートスタッフは、Androidタブレットの講習実績が必須ではないが、町民からの質問への回答や機器トラブルに関する十分な知識を有すること。なお、本事業の講習会内容やこれまでに起こった浪江町タブレット特有の機器トラブルへの対処法は講習会前に共有する。

また、講習会に参加する町民は高齢者が多く、タブレット端末の習熟度も低いため、丁寧に町民とコミュニケーションできる講師およびサポートスタッフを派遣すること。

**5. その他・一般事項**

**5.1. 業務の再委託**

本件業務の再委託は禁止する。

**5.2. 秘密厳守**

・ 当町は、受託者が本仕様書に基づく作業を履行する上で必要な関連書類(印刷物及び電子データを含む。)を随時貸与する。ただし、貸与された書類等は指定された期日までに当町に返却しなければならない。

・ 秘密情報の提供を受けた場合、受託者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずること。

・ 受託者は、貸与された書類等を本仕様書に基づく作業の目的以外に使用してはならない。

・ 本仕様書に基づく全ての作業において、当町が開示した資料等、受託者の知り得た情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。なお、業務上の必要から第三者に開示する必要がある場合は、事前に当町と協議し承認を得ること。

## 6. 問い合わせ先

浪江町役場二本松事務所 復興推進課（金山・佐藤・陣内・吉永）

電話番号: 0243-62-4731

メールアドレス: namie99999@town.namie.lg.jp

<参考：浪江町の仮設住宅所在地と入居世帯数（H27.2.25 時点）>

仮設住宅 全 31 箇所

所在 市区町村	仮設名	所在地住所	入居 世帯数
桑折町	桑折駅前（1～3）	字東段 30	203
福島市	笹谷東部	笹谷字片目清水 364	167
	南矢野目	南矢野目字中谷地 33	190
	北幹線第一	飯坂町平野字早川原 201	172
	森合町	森合町 1616	16
	しのぶ台	上鳥渡字しのぶ台 294	81
	宮代第一	宮代字向上川原 1	43
	宮代第二	宮代字一本松 863	37
	旧佐原小学校	佐原字田中内 74	23
	二本松市	郭内公園	郭内 2 丁目 931
塩沢農村広場		中ノ目 100	75
岳下住民センター		三保内 721	57
旧平石小学校		赤井沢 472	61
安達運動場		油井字長谷堂 230	231
建設技術学院跡		安達ヶ原 1551	23
杉田住民センター		西町 2231	32
杉内多目的運動広場		西勝田字杉内 235	198
杉田農村広場		七段 128	60
大平農村広場		太子堂 327	54
永田農村広場		永田 6 丁目	46
本宮市	石神第一	糠沢字石神 55	52
	石神第二	糠沢字石神 61	45
	栗木平	和田字牛ヶ平 58	26
	小田部	糠沢字小田部 1	40
	和田石上	和田字石上 1411	18
	高木	高木字黒作 1	74
	恵向	荒井字恵向 1216	132
相馬市	大野台第 8	大野台 2 丁目 24	93

南相馬市	八方内	原町区大木戸字八方内 106	70
川俣町	中山工業団地第一	大字鶴沢字中山 117	9
	中山工業団地第二	大字鶴沢字中山 112	11